

座間味村景観むらづくり活動助成金交付要綱

令和2年8月6日
要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、座間味村景観条例（令和2年条例第5号。以下「条例」という。）第61条に規定する助成に関して、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、座間味村補助金交付規定（平成6年座間味村規定第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本村の魅力ある景観むらづくりの推進に寄与することを目的とする。

(助成金及び助成対象行為等)

第2条 村長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為（以下「助成対象行為」という。）に対して予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 この要綱に定める助成対象行為の種別及び交付の対象となる経費等は別表に定めるところによる。

(認定の申請)

第3条 助成金の申請をしようとする者は、座間味村景観条例施行規則（令和2年規則第1号）第42条第1項の規定により座間味村景観むらづくり活動助成等申請書（様式第40号（第42条関連））に次の各号に掲げる書類を添付し、あらかじめ村長に提出するものとする。

- (1) 助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書（任意様式 用紙はA4サイズ）
- (2) その他村長が必要と認める事項

(認定)

第4条 村長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成対象行為と認定としたときは、座間味村景観むらづくり活動助成等認定通知書（様式第1号）により、申請した者に通知するものとする。

2 前項の場合において、村長は、助成の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 第4条第1項の規定による通知を受けた助成金申請者が、第3条に掲げる書類の記載事項に変更を加えようとする場合は、予め村長に届け出るものとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者が行う村長への申請は、座間味村景観むらづくり活動助成金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付し、助成金交付の申請をするものとする。

- (1) 収支予算書（見積書等）
- (2) その他村長が必要と認める事項

(助成金の交付決定等)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を審査の上、助成金を交付すると決定したときは、座間味村景観むらづくり活動助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請した者に通知するものとする。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項の通知に条件を付することができる。

3 村長は、前条の規定による申請があった書類を審査の上、助成金を交付しないと決定したときは、座間味村景観むらづくり活動助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請した者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けたものが、交付決定の内容又は条件等に不服があるときは、交付決定を受けた日から30日以内に申請を取下げることができる。この場合において行う村長への申請は、座間味村景観むらづくり活動助成金交付申請取下届(様式第5号)による。

(変更申請等)

第8条 第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けたものがその内容を変更し、又は中止しようとするときに行う村長への申請は、座間味村景観むらづくり活動助成金交付【変更・中止】承認申請書(様式第6号)とする。

2 村長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、座間味村景観むらづくり活動助成金交付【変更・中止】決定通知書(様式第7号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成対象行為の完了報告)

第9条 交付決定者は、助成対象行為が完了したときは、速やかに座間味村景観むらづくり活動助成金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に報告しなければならない。

- (1) 施行に要した領収書の写し
- (2) 完成写真
- (3) その他村長が必要と認めるもの

第10条 村長は、前条の実績報告書があったときは、審査のうえ助成金の額を決定し、座間味村景観むらづくり活動助成金確定通知書(様式第9号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、座間味村景観むらづくり活動助成金請求書(様式第10号)を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その金額等を確認の上、速やかに請求者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 村長は、実績を確認できないときまたは計画と実績が相違しているとき、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、座間味村景観むらづくり活動助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 村長は、前条の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し座間味村むらづくり活動助成金返還命令書(様式第12号)によりこれを返還させるものとする。

(建築物等の保守等)

第14条 助成金の交付を受けて整備された建築物等の所有者等は、当該建築物等の保全等に最大限努めるものとする。

2 村長は、前項の規定による建築物等の所有者等が努める保全等について、必要があると認めるときは、当該所有者等に対し指導又は助言をすることができる。

(書類の整理及び保管)

第15条 助成対象者は、交付対象行為に係る書類を整理し、対象行為の完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

【助成金および助成対象行為等】

助成対象行為の種類別		交付の対象となる経費		助成の要件	助成限度額	適用回数
建築物	屋根	新築	屋根の設置に係る工事費用	（素材）赤瓦は沖縄県産赤瓦とすること。 新規については屋根面積の3分の1以上の施行をすること。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。	その後の補修・修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができる。
		既存	全面又は一部の葺き替え若しくは補修等（漆喰塗装を含む）			補修・修繕に関して、原則当該1回のみ助成金の交付を受けることができる。
屋敷囲い（石垣、生垣等）	石垣	新設	石垣の設置又は補修の工事費に係る費用	（素材）琉球石灰岩とすること。 既存ブロック塀等への琉球石灰岩の石張り又は漆喰塗も可能とする。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。	その後の補修・修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができる。
		既存				主要な道路から容易に見える部分にすること。
	生垣	新設	生垣の設置の工事費に係る費用	フクギの屋敷林やケラマツツジ等の地域植生に調和するものとする。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。	その後の補修・修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができる。
		既存		生垣は、1mにつき2本以上植栽すること。 生垣の基礎は60cmを超えないこと。 主要な道路から容易に見える部位で、道路に2m以上接していること。		

- 備考：1 国又は県の補助がある場合は、当該補助額を差し引いた額を対象経費とする。
- 2 助成金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てるものとする。
- 3 石垣と生垣を併用する場合においても、交付の対象となる経費の補助率及び上限額は変わらないものとする。
- 4 生垣の設置については、その基礎部分（ブロック塀等）についても助成の対象とする。
- 5 石垣及び生垣の助成対象は、主要道路及びその他の公共の場所から容易に望見される部位とする。

